

平成29年第9回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年9月25日(月) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 13名

1番 坂下 正幸

(欠席)

3番 谷内 吉夫

4番 山本 秀夫

5番 森谷 正美

6番 安 津久人

7番 向面 正一

8番 田中 喜義

(欠席)

(欠席)

11番 山崎 覺治

(欠番)

13番 東 克芳

14番 大宮 正

15番 森山 博

16番 新谷 義治

17番 田上 正男

(2) 欠席委員

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

10番 岩坂 一明

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

(3) 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

(4) 議案第28号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について

7 報告事項

(1) 報告第20号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第21号 非農地証明願について

8 議事

開会 10:00 閉会 10:29

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第9回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号4番 山本 秀夫 委員 及び 議席番号5番 森谷 正美 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第25号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第25号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は4件です。 【議案第25号、1番から4番を議案書をもとに朗読】 なお、全ての申請について農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議 長	<p>それでは申請番号 1 番から 3 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>1 番については国道 249 号線の長井のバス停から 70m ほど門前の方に行った住宅の裏にあります。家庭菜園といった場所であり譲渡人の家も譲受人の家も脇にあります。年もいったので作ってくれよという事で譲ることになったそうです。田についても作付けできないという事で以前に譲っております。</p> <p>3 番についてですが、20 年ほど前から農面道路として房田から下黒川へ道路をつけたいと希望していました。地権者が 5~6 人ほどいて首を縦に振らない時が続いており、また市としても国道 249 号線のバイパス道路的に整備したい事があり、今回譲受人が代替地として申請地を希望したためです。なお、今年度中に着工予定でもあり、周りに対する影響はないと考えております。</p> <p>2 番ですが 22 日に会長、東・大宮両運営委委員と松下行政書士、事務局、坂下で現地確認をしました。輪島診療所付近の道を入ったところに大きな農地が広がっていました。会長さんもいいんじゃないかという事で意見がまとまりました。以上です。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 4 番については私より意見を述べます。</p>
向面会長	<p>町野町大川池田窪、町野町伏戸ですが 9 月 20 日に譲受人立ち会いで現地を調査しました。伏戸地区は土地改良の事業を予定しており、譲渡人は今後耕作の意思がないことから譲渡人に売買し土地改良事業をスムーズにすすめていきたいとの事です。町野川の河口近くにある農地で周りに影響を与えるものではありませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 25 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 25 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第 26 号】の農地法第 4 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局	議案書 9 ページをご覧ください。議案第 26 号の農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認についてです。今月は 1 件です。 【議案第 26 号、1 番を議案書をもとに朗読】 申請番号 1 番については、農地の広がり 10ha 未満であることから第 2 種農地と考えており、また集落に接続していることから許可については妥当と考えております。
議 長	それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 6 番 安 津久人委員よりご意見をお願いいたします。
安 委 員	議席番号 6 番安です。去る 9 月 22 日に向面会長、東・大宮運営委員と現地確認をしました。現地は河原田小学校の近くにあり。現在、登記上は田ですが一部は土が盛られていました。転用の目的は自己住宅建設とありますが、現在申請地近くにありますが能越道の建設に伴う移転であります。周囲はほとんど住宅であり周囲に与える影響はないと思います。ちなみに付近の方についても能越道にかかる予定です。以上です。
議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 26 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご

	<p>ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第26号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第27号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。議案第27号の農地法第5条の規定による所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。</p> <p>【議案第27号、1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>申請番号1番については、農地の広がり10ha未満であることから第2種農地と考えており、また集落の中において他に建設する場所がないことから代替性がなく許可については妥当と考えております。</p>
議長	<p>それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号1番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。</p>
坂下委員	<p>9月22日に先ほどの方々と谷内行政書士で現地を確認してきました。</p> <p>なぜこの場所で建設する事になったのかといいますと、ここから2kmほど上の山のところにおり、常々ここまで通うのは大変だといっていました。が、決定的になったのは昨年2軒しかないなかの1軒であった譲受人の家が焼け1軒になったため集落で地面はないかという相談がありましたので探したところ現在のところになりました。以上です。</p>
議長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各委員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第27号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ご</p>

	ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第27号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第28号】の農地利用集積計画について議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書15ページをご覧ください。利用権設定各筆明細です。今月は1件です。 【議案書にもとづいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】 以上、田が175㎡畑が29㎡で計204㎡です。作物別設定面積は野菜が204㎡で計204㎡です。
議長	それではこれより質疑を許します。
各委員	(意見・質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第28号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第28号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第20号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	議案書18ページをお開きください。報告第20号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は2件です。

【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】

以上合計 38 筆 10,215 m²で内訳は田が 8,510 m²、畑が 1,705 m²です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 質疑がないようですのでそれでは【報告第 20 号】を終わります。
次に【報告第 21 号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、ご説明いたします。議案書 21 ページをお開きください。報告第 21 号農地法施行規則該当転用届です。今月は 1 件です。

【議案書にもとづいて、非農地証明願の内容を朗読】

合計 1 筆 76 m²で内訳は田が 76 m²です。申請地につきましては、昭和 50 年頃に農業用施設として届出がされているものという事であり、今回証明を求めるものであります。以上です。

議 長 それでは申請番号 1 番について地区担当委員議席番号 1 番 坂下 正幸委員よりご意見をお願いいたします。

坂下委員 先ほどの説明の中の隣接ですが、畑と田をつくる道具が入っているところであるので認めてやってほしいとの事であり、いいのではないかとの意見でした。以上です。

議 長 それではこれより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質疑なし)

議 長 質疑がないようですので、それでは【報告第 21 号】を終わります。

議 長	<p>以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p> <p>「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については来月行います。</p> <p>それでは第9回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。</p> <p>どうもご苦労さまでした。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成29年9月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員

4 番

署 名 委 員

5 番
